

『緊急経済対策閣議決定受け持続化給付金等の相談窓口設置』



経済産業省は、**新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小・小規模事業者等を対象に**、これまでの資金繰りに関する相談に加え、令和2年度補正予算案の閣議決定を受け、「**中小企業金融・給付金相談窓口**」において**給付金関係の相談を受け付けている**。金融支援の概要は、(1)資金繰り支援:これまでの資金繰り支援策をさらに拡充し、政府系金融機関・信用保証協会の既往債務を実質無利子融資に借換可能にする。また、実質無利子・無担保、最大5年間元本据え置き融資制度を民間金融機関でも新たに受けられるようにする。(2)持続化給付金:特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給する(事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。さらに具体的な内容や条件については検討中も含め、詳細決まり次第随時公表。)

問い合わせ先は、○中小企業金融・給付金相談窓口(中小企業庁):受付時間:平日・休日ともに、9時00分～17時00分/直通番号:0570-783183

『コロナウイルス緊急事態宣言 休業手当の支払義務どうする?』

新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が止まらない。連日、多数の新規感染者数の報告がなされ、一部商品の欠品及び買占めが続いている。客が減少した飲食店などではやむを得ず休業に追い込まれることも少なくないようだが、その場合、問題となるのは従業員への休業手当の支払義務だ。事業主が経営判断として休業した場合は、事業主の都合による休業となり、休業手当の支払義務がある。

政府はおさまらない事態の收拾に向けて緊急事態宣言を発令。緊急事態宣言により、学校やライブハウス、野球場、映画館、寄席、劇場など多数の人が集まる営業施設に対しては、都道府県知事から営業停止要請が出されることになる。その場合の休業が事業主都合の休業になるか、または不可抗力によるものとなるか、厚生労働省でも見解が割れているのが現状だ。この休業は休業手当の支払義務はないと同省が明らかにしたという報道があったが、その後、同省ではこれを否定、情報が錯綜している。

現時点では緊急事態宣言に伴う休業については、法的に休業手当の支払義務はないと判断するのは早計だろう。雇用調整助成金などの受給も視野に入れつつ、労使協調で困難を乗り越える必要がありそうだ。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます